

香川県報



第 17 号

平成 18 年

3月3日(金曜日)

目次

告 示

(●印は、県法規集掲載事項)

ページ

- 有害図書 の指定 (青少年・男女共同参画課) 一
- 身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障害福祉課) 二
- 身体障害者福祉法の規定による更生医療担当機関の指定 () 三
- 身体障害者福祉法の規定による指定居宅支援事業者の指定 () 三
- 知的障害者福祉法の規定による指定居宅支援事業者の指定 () 四
- 児童福祉法の規定による指定居宅支援事業者の指定 () 四
- 道路の区域変更 (二件) (道路保全課) () 四
- 車両制限令の規定による道路の指定等 (二件) () 六
- 昭和三十三年香川県告示第五百二十号(道路法第七条の規定に基づく県道の路線認定)の一部改正 (二件) () 六
- 昭和四十年香川県告示第四百二十三号(道路法第七条の規定に基づく県道の路線認定)の一部改正 (二件) () 七
- 昭和四十四年香川県告示第八百二十五号(道路法第七条の規定に基づく県道の路線認定)の一部改正 () 七
- 昭和四十五年香川県告示第七百七十七号(道路法第七条の規定に基づく県道の路線認定)の一部改正 () 七
- 昭和四十六年香川県告示第九百九十四号(道路法第七条の規定に基づく県道の路線認定)の一部改正 () 七
- 昭和五十七年香川県告示第二百四十四号(道路法第七条の規定に基づく県道の路線認定)の一部改正 () 七
- 昭和五十七年香川県告示第六百四十四号(道路法第七条の規定に基づく県道の路線認定)の一部改正 () 七

公 告

- の路線認定)の一部改正 () 八
- 平成七年香川県告示第九百二二号(道路法第七条の規定に基づく県道の路線認定)の一部改正 () 八
- 貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業の業務の停止 (二件) (経営支援課) 八
- 大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出 (二件) () 一〇
- 大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告 () 一〇
- 平成十八年度技能検定(前期実施)の実施 (労働政策課) 一三
- 平成十八年度技能検定(随時実施)の実施 () 一三
- 土地改良事業の適否決定 (土地改良課) 一五
- 土地改良事業計画変更の適否決定 () 一六
- 土地改良事業の認可 (二件) () 一六
- 土地改良区の役員就退任の届出 (二件) () 一六
- 公安委員会公告
 - 道路交通法の規定による技能検定員審査の実施 一八
 - 道路交通法の規定による教習指導員審査の実施 () 一八
- 選挙管理委員会告示
 - 公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となるべき病院の指定 () 一八

告 示

●香川県告示第三百三十九号

香川県青少年保護育成条例(昭和二十七年香川県条例第二十二号)第八条第二項の規定により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。

平成十八年三月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定図書番号	年月日	種別	図 書 名	雑誌コード	発行所名	指定理由

23	コミック誌	コミックDVD DOKAN VOL.05裏DVDハッピー中出し&生姦8時間2月号増刊	11850-02	曙出版(株)
24	雑誌	DVDエキサイトスクープ VOL.4 結婚ミステリー 3月号増刊	03512-03	〃
25	〃	爆写 本当にあった秘密の話 Vol.11 DVD DOKAN 3月号増刊	06482-03	〃
26	コミック誌	コミック まあるまん 3月号 (通巻141号)	13701-3	(株)ぶんか社
27	雑誌	人妻 本当にあったHな話 Vol.8別冊本当にあったHな話 3月1日号増刊	18136-3	〃
28	〃	MeruFre! BOMBER 3月号 (NUMBER-058)	08513-03	(株)ベストセラーズ
29	〃	DOPE 3月号 (SUPREME-075)	16639-3	〃
30	〃	マガジン・オナー・ウルフ スペシャル VOL.8マガジン Wooooo! 狼3月号増刊	08366-03	(株)マガジン・マガジン
31	コミック誌	マガジン・バン 3月号 (通巻111号)	18385-03	〃
32	〃	Special AYA 3月号 (第8巻第3号)	09671-03	(株)宙出版
33	雑誌	N P I 2006.3 (通巻12号)	01935-03	(株)白石書店
34	コミック誌	コミック ポプテックラザ 3月号 (通巻119号)	13865-3	(株)晋遊舎
35	雑誌	@BACABON!! 3月号 (VOL.6)	11440-03	(株)タイアプルス

内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある。

平成十八年二月二十四日

36	〃	海賊 NO.1 3月号 (通巻148号)	02461-3	(株)竹書房
37	〃	裏モノ JAPAN 3月号 (第9巻第3号)	01805-3	(株)鉄人社
38	〃	@本当 浮気妻のH話 2月号 (Vol.20)	11495-02	(株)バウハウス
39	コミック誌	メンズヤング 3月号 (通巻141号)	08597-3	(株)双葉社
40	雑誌	アジアン王 2月号 (Vol.18)	11403-2	ライオン出版(株)
41	〃	URECCO gal 3月号 (通巻50号)	01865-3	ミリオンプ出版(株)
42	〃	爆写王 VOL.01 増刊パチスロ裏技最強テク 3月号増刊	03708-3	雄出版(株)
43	コミック誌	Makui Vol.06クリーム3/5増刊	03300-3	ライオン出版(株)
44	雑誌	スキャンダルワイフ 3月号 Chu ツ 3月号増刊	06236-3	(株)ウニマガジン社

●香川県告示第四百十号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定による医師を平成十八年三月一日次のとおり指定した。

平成十八年三月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

障害の種類	診療科名	医師の氏名	所属病院又は診療所の名称	所在地
視覚	眼科	野本浩之	香川大学医学部附属病院	木田郡三木町池戸一七五〇—一
視覚	眼科	田中茂登	香川大学医学部附属病院	木田郡三木町池戸一七五〇—一

聴覚、平衡、音声・言語、そしやく	耳鼻咽喉科	安藤正裕	独立行政法人国立病院機構普通寺病院	善通寺市仙遊町二丁目一一
聴覚、平衡、音声・言語、そしやく	耳鼻咽喉科	河野 尚	医療法人財団大樹会総合病院回生病院	坂出市室町三丁目五―二八
呼吸器	内科	多田浩也	独立行政法人国立病院機構普通寺病院	善通寺市仙遊町二丁目一一
じん臓	内科	山本佳彦	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院	丸亀市城東町三丁目三一―
心臓	外科	堀井泰浩	香川大学医学部附属病院	木田郡三木町池戸一七五〇―一
肢体不自由	整形外科	児玉浩昭	香川県立白鳥病院	東かがわ市松原九六三
肢体不自由	整形外科	齊藤 裕	太田病院	東かがわ市三本松一七五八
肢体不自由	整形外科	米津 浩	三豊総合病院	観音寺市豊浜町姫浜七〇八
肢体不自由	整形外科	林 智樹	丸亀第一病院	丸亀市通町九一

●香川県告示第四百四十一号
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の二第一項の規定により、更生医療を担当させる医療機関を平成十八年三月一日次のとおり指定した。
 平成十八年三月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

医療機関の名称	所在地
ファミリー観音寺薬局	観音寺市植田町一〇〇八一
京町薬局西庄店	坂出市西庄町字大屋敷一七八―四
ひまわり薬局西香川	三豊市高瀬町比地中二九八二―三

●香川県告示第四百四十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年三月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇―一 一〇一三八―一 三五	特定非営利活動法人あんず さぬき市長尾東一 二七一番地	特定非営利活動法人あんず さぬき市長尾東一 二七一番地	平成十八年 二月二十二日	身体障害者居宅 介護

●香川県告示第四百四十三号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年三月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇―二 一〇一三八―二 三四	特定非営利活動法人あんず さぬき市長尾東一 二七一番地	特定非営利活動法人あんず さぬき市長尾東一 二七一番地	平成十八年 二月二十二日	知的障害者居宅 介護

●香川県告示第四百四十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年三月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三 一〇一二四一 三三二	特定非営利活動法人あんず さぬき市長尾東一 二七一番地	特定非営利活動法人あんず さぬき市長尾東一 二七一番地	平成十八年 二月二十二 日	児童居宅介護

●香川県告示第四百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月三日から同月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 岩崎高松線（百六十六号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
高松市香川町川東上字飯田原二一 五三番一地先から	前	三・八 ） 一三・二	五二三	県道バイパス建設

●香川県告示第四百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月三日から同月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 豊中三野線（三十五号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
三豊市豊中町比地大字小路一〇一 一番一地先から	前	七・五 ） 二七・〇	一九六五	自転車歩行者道新設に伴う現道拡幅
三豊市高瀬町比地字石堂三〇四五 番一地先まで	後	一一・〇 ） 三一・〇	一九六五	

●香川県告示第四百四十七号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に同じ最大二十五トンである道路

を、次のとおり指定する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において平成十八年三月三日から同月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
主要地方道（三十八号） 三木牟礼線	木田郡三木町大字井上二五二番一〇地先から 木田郡三木町大字井上二三〇四番一地先まで

二 指定する期日 平成十八年四月一日

●香川県告示第百四十八号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定により、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において平成十八年三月三日から同月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道四百三十八号	仲多度郡まんのう町長尾一四七一番地先から 仲多度郡まんのう町炭所西二二三六番一地先まで
主要地方道（六号） 込野 観音寺線	観音寺市出作町七三四番四地先から 観音寺市観音寺町甲二八五番一二地先まで
主要地方道（二十四号）	普通寺市与北町三三二七番一地先から

普通寺大野原線

普通寺市上吉田町二六二番一地先まで

主要地方道（三十八号）

木田郡三木町大字井上二五二番一〇地先から

三木牟礼線

木田郡三木町大字井上二三〇四番一地先まで

主要地方道（四十六号）

仲多度郡まんのう町長尾九四五番四地先から

長尾丸亀線

仲多度郡まんのう町羽間一八四四番八地先まで

主要地方道（四十九号）

観音寺市観音寺町甲一二三六番七地先から

観音寺善通寺線

観音寺市観音寺町甲二八五番一二地先まで

一般県道（二百三十九号）

観音寺市観音寺町甲四一二七番一地先から

観音寺港観音寺停車場線

観音寺市観音寺町甲一二三六番七地先まで

一般県道（二百四十号）

観音寺市柞田町甲五四二番二地先から

粟井観音寺線

観音寺市粟井町一一八二番一地先まで

二 指定する期日 平成十八年四月一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上（又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

●香川県告示第四百十九号

昭和三十三年香川県告示第五百二十号（道路法第七条の規定に基づく県道の路線認定）を次のように改め、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表七十の項中

琴南三野	六	徳島県三好郡三野町
------	---	-----------

を 勝浦

三野 まんのう町勝浦

六 徳島県三好市三野町

に改め、同表八十九の項中

財田満濃 財田村財田上 満濃町 仲南村

を 財田まんのう 三豊市財田町 まんのう町七

箇 に改める。

●香川県告示第五百十号

昭和三十三年香川県告示第五百二十号（道路法第七条の規定に基づく県道の路線認定）を次のように改め、平成十八年三月二十一日から施行する。

平成十八年三月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表六十五の項中

綾南国分寺	綾南町 国分寺町	綾川国分寺	綾川町 高松市国分寺町
-------	----------	-------	-------------

を

に改め、同表百四十七の項中

蒲野内海	池田町蒲野 内海町	蒲野西村	小豆島町蒲 小豆島町西
------	-----------	------	-------------

を

村野 に改める。

●香川県告示第五百一十一号

昭和四十年香川県告示第四百三十三号（道路法第七条の規定に基づく県道の路線認定）を次のように改め、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表三の項中

府中琴南線	坂出市 綾上町	府中造田線	坂出市 まんのう町 綾川
-------	---------	-------	--------------

を

町 に改める。

●香川県告示第五百二十二号

昭和四十年香川県告示第四百三十三号（道路法第七条の規定に基づく県道の路線認定）を次のように改め、平成十八年三月二十一日から施行する。

平成十八年三月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表五の項中

千疋綾上線	綾南町 綾上町	千疋西分線	綾川町千疋 綾川町西分
-------	---------	-------	-------------

を

に改める。

●香川県告示第五百五十三号

昭和四十四年香川県告示第八百二十五号（道路法第七条の規定に基づく県道の路線認定）を次のように改め、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀	
表一の項中	満濃普通寺線
	仲多度郡満濃町大字神野 普通寺市生野町東務主
	を
	まんのう普通寺線
仲多度郡まんのう町 普通寺市生野町	
に改める。	

●香川県告示第百五十四号
昭和四十五年香川県告示第七十七号(道路法第七条の規定に基づく県道の路線認定)を次のように改め、平成十八年三月二十一日から施行する。
平成十八年三月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀	
表三の項中	綾南府中線
	綾歌郡綾南町 坂出市府中町
	を
	綾川府中線
	綾歌郡綾川町 坂出市府中町
に改める。	

●香川県告示第百五十五号
昭和四十六年香川県告示第九十四号(道路法第七条の規定に基づく県道の路線認定)を次のように改め、平成十八年三月二十一日から施行する。
平成十八年三月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀	
表二の項中	三木綾南線
	木田郡三木町 綾歌郡綾南町
	を
	三木綾川線
	木田郡三木町 綾歌郡綾川町
に改める。	

●香川県告示第百五十六号
昭和五十七年香川県告示第二百四十四号(道路法第七条の規定に基づく県道の路線認定)

を次のように改め、平成十八年三月二十一日から施行する。
平成十八年三月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀	
表二の項中	土庄内海線
	小豆郡土庄町 小豆郡内海町
	を
	土庄福田線
	小豆郡土庄町 小豆郡
に改める。	

●香川県告示第百五十七号
昭和五十七年香川県告示第六百四十四号(道路法第七条の規定に基づく県道の路線認定)を次のように改め、平成十八年三月二十日より施行する。
平成十八年三月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀	
表六十三の項中	国分寺琴南線
	綾歌郡国分寺町 仲多度郡琴南町
	を
	綾歌郡綾南町
	国分寺中
に改める。	

●香川県告示第百五十八号
平成七年香川県告示第九百二号(道路法第七条の規定に基づく県道の路線認定)を次のように改め、平成十八年三月二十一日から施行する。
平成十八年三月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀	
通線	高松市国分寺町 仲多度郡まんのう町
	綾歌郡綾川町
に改める。	

香川県知事 真 鍋 武 紀	
表二百七十八の項中	綾歌綾上綾南線
	綾歌町 綾南町
	を
	綾上町
	綾歌綾川線
	丸亀 綾川
に改める。	

市綾歌町
町畑田

に改める。

公 告

●香川県公告第百二十一号

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十六条第一号の規定により、貸金業の業務（任意の弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。）の停止を命じたので、同法第四十一条の規定により次のとおり公告する。

平成十八年三月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 商号又は名称

セフティ

二 氏名

逢坂 吉勝

三 主たる営業所の所在地

高松市松島町三丁目二番二五 藤本ビル二〇一号

四 登録番号

香川県知事（一）第〇〇五三九号

五 登録年月日

平成十五年十二月二十一日

六 行政処分の年月日

平成十八年二月二十三日

七 業務停止期間

平成十八年二月二十八日から平成十八年四月十三日まで（四十五日間）

●香川県公告第百二十二号

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十六条第一号の規定により、貸金業の業務（任意の弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。）の停止を命じたので、同法第四十一条の規定により次のとおり公告する。

平成十八年三月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 商号又は名称

クリエイトファイナンス

二 氏名

香川 誠

三 主たる営業所の所在地

三豊市豊中町笠田笠岡一―二〇番地

四 登録番号

香川県知事（一）第〇〇五九一号

五 登録年月日

平成十五年三月十一日

六 行政処分の年月日

平成十八年二月二十三日

七 業務停止期間

平成十八年二月二十八日から平成十八年四月十三日まで（四十五日間）

●香川県公告第百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年三月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目四〇番地の二一

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド高松春日店 高松市春日町二二八番地一ほか

3 変更しようとする事項

廃棄物等の保管施設の位置

変更前 別図のとおり
変更後 別図のとおり

なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

4 変更年月日

平成十八年三月三日

5 変更する理由

周辺住民に配慮し、施設の配置を見直すため

二 届出年月日

平成十八年二月二十二日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年三月三日（金曜日）から同年七月三日（金曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十八年七月三日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第二百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定による変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年三月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目四〇番地の一

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド高松鶴市店 高松市鶴市町七二四番地一ほか

3 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の位置

変更前 別図のとおり

変更後 別図のとおり

なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

4 変更年月日

平成十八年三月三日

5 変更する理由

周辺住民に配慮し、施設の運営方法を見直すため

二 届出年月日

平成十八年二月二十二日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年三月三日（金曜日）から同年七月三日（月曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十八年七月三日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

四 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年三月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となつた届出に係る公告

平成十七年香川県公告第五百八十二号

二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

東山崎ファッションモール 高松市東山崎町七一七番地一ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

1 駐車場法第十一条の規定に基づく政令で定める技術的基準を遵守すること。特に、当該敷地南側を通る市道（元山町二四号線）に面する出入口については、当市都市再開発課との協議で決定した対策を講じ、駐車場法施行令第七条を遵守すること。

2 当該市道は通学路になっているので、出入口を設置することや店舗立地による交通渋滞等について地元調整を行い、了承を得ること。

3 市道における通行の安全と円滑を図るための方策を講じること。

4 周辺道路の清掃や除草等を定期的に行い、適正利用促進に努めること。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年三月三日（金曜日）から同年四月三日（月曜日）まで

●香川県公告第百二十六号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、平成十八年度技能検定（前期実施）の実施について次のとおり公告する。
平成十八年三月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 実施職種

1 一級及び二級検定職種

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、ボール盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシンニングセンタ作業）、放電加工（ワイヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、木型製作（模型製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業、インフレーション成形作業）、強化プラスチック

成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、化学分析（化学分析作業）、表装（表具作業、壁装作業）、塗装（木工塗装作業、建築塗装作業、金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業）、写真（肖像写真作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

2 三級検定職種

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、マシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、とび（とび作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

3 単一等級検定職種

製麺（手延べ干し麺製造作業）、路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール作作業）、塗料調色（調色作業）

二 実施方法

技能検定は、検定職種ごとに、原則として実技試験及び学科試験により実施する。

三 実施期日、実施場所等

1 実技試験

(一) 実施期日

平成十八年六月十二日（月曜日）から同年九月十日（日曜日）までの間において、別途香川県職業能力開発協会が指定する日

(二) 実施場所

別途香川県職業能力開発協会が指定する場所
問題の公表

実技試験問題は、平成十八年六月五日（月曜日）から香川県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の検定職種については、その問題の全部又は一部を公表しない。

2 学科試験

検 定 職 種	実 施 期 日
(三級) 園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ、フラワー装飾	平成十八年七月三十日 (日曜日)
(一級及び二級) 造園、金属熱処理、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、化学分析、塗装	平成十八年八月二十日 (日曜日)
金属熱処理 (単一等級) 製麺	
(一級及び二級) 園芸装飾、機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、木型製作、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	平成十八年八月二十七日 (日曜日)
写真 (一級及び二級)	平成十八年八月三十日 (水曜日)
(一級及び二級) 鑄造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、強化プラスチック成形、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾	平成十八年九月三日 (日曜日)

(単一等級)
路面標示施工、塗料調色

(二) 実施場所

香川地域職業訓練センター 高松市郷東町五八七番地 一 外

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 提出先

(一) 香川県職業能力開発協会

(二) 高松市郷東町五八七番地 一

(三) 電話番号 ○八七―八八二―二八五四

3 受付期間

平成十八年四月四日(火曜日) から同月十四日(金曜日) まで(受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで)。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

4 受検申請に関する注意

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、香川県職業能力開発協会において交付する。

なお、申請書の用紙を郵便等により請求する場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。

(二) 提出書類を郵便等により送付する場合は、書留郵便(これに準ずるものを含む。)とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

なお、この場合は、受付期間内の消印(これに準ずるものを含む。)のあるものに限り受け付ける。

(三) 実技試験及び学科試験の両方の免除を受けることができる者は、一に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請をすることができる。

五 受検手数料

1 実技試験手数料

(一) 一級、二級、三級(在校生を除く。)及び単一等級の技能検定に係る手数料の金

額

園芸裝飾	一五、七〇〇円	強化プラスチック成形	一五、七〇〇円
造園	一五、七〇〇円	石材施工	一五、七〇〇円
鑄造	一五、七〇〇円	製麺	一五、七〇〇円
金属熱処理	一五、七〇〇円	とび	一五、七〇〇円
機械加工	一五、七〇〇円	左官	一五、七〇〇円
放電加工	一五、七〇〇円	ブロック建築	一五、七〇〇円
鉄工	一五、七〇〇円	タイル張り	一五、七〇〇円
建築板金	一五、七〇〇円	畳製作	一五、七〇〇円
工場板金	一五、七〇〇円	防水施工	一五、七〇〇円
仕上げ	一五、七〇〇円	内装仕上げ施工	一五、七〇〇円
機械保全	一五、七〇〇円	熱絶縁施工	一五、七〇〇円
電子機器組立て	一五、七〇〇円	サッシ施工	一五、七〇〇円
電気機器組立て	一五、七〇〇円	化学分析	一五、七〇〇円
建設機械整備	一五、七〇〇円	表装	一五、七〇〇円
婦人子供服製造	一三、〇〇〇円	塗装	一五、七〇〇円
木型製作	一五、七〇〇円	路面標示施工	一五、七〇〇円
家具製作	一五、七〇〇円	塗料調色	一五、七〇〇円
建具製作	一五、七〇〇円	広告美術仕上げ	一五、七〇〇円
印刷	一五、七〇〇円	写真	一五、七〇〇円
プラスチック成形	一五、七〇〇円	フラワー裝飾	一五、七〇〇円

(二) 三級(在校生に限る。)の技能検定に係る手数料の金額

園芸裝飾	一〇、五〇〇円	電子機器組立て	一〇、五〇〇円
造園	一〇、五〇〇円	とび	一〇、五〇〇円
金属熱処理	一〇、五〇〇円	内装仕上げ施工	一〇、五〇〇円

機械加工	一〇、五〇〇円	広告美術仕上げ	一〇、五〇〇円
仕上げ	一〇、五〇〇円	フラワー装飾	一〇、五〇〇円
機械保全	一〇、五〇〇円		

2 学科試験手数料(全職種) 三、一〇〇円

3 受検手数料の納付方法

受検手数料は、受検申請時に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、受検手数料は一切返還しない。

六 合格発表等

1 合格通知

実技試験又は学科試験に合格した者に対し、香川県職業能力開発協会が書面で通知する。

2 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、香川県庁東館正面玄関前の掲示板に掲示する。

(一) 平成十八年八月二十八日(月曜日)から九月八日(金曜日) (平成十八年七月三十日(日曜日)に学科試験を実施する職種に限る。)まで

(二) 平成十八年十月三日(火曜日)から同月十六日(月曜日) (一)の日程で合格発表を行わない職種に限る。)まで

3 技能検定合格証書の交付

技能検定合格者には、その合格した技能検定の等級に応じ、一級又は単一等級については厚生労働大臣が、二級又は三級については香川県知事が発行する合格証書を交付する。

七 その他

技能検定について不明な点は、香川県商工労働部労働政策課(電話番号 〇八七―八三二―三三六七)又は香川県職業能力開発協会に問い合わせること。

●香川県公告第百二十七号

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定に基づき、平成十八年度技能検定(随時実施)の実施について次のとおり公告する。

平成十八年三月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 実施職種

1 三級検定職種

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全(機械系保全に係るものに限る。)、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、塗装、工業包装

2 基礎一級及び基礎二級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、塗装、工業包装

注 三級(随時実施に限る。)の試験については、当該職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限り受けることができる。

二 実施方法

技能検定は、検定職種ごとに、原則として実技試験及び学科試験により実施する。

三 実施期日、実施場所等

1 実技試験

- (一) 実施期日
平成十八年四月一日(土曜日)から平成十九年三月三十一日(土曜日)までの間において、別途香川県職業能力開発協会が指定する日
- (二) 実施場所
別途香川県職業能力開発協会が指定する場所
- (三) 問題の公表
実技試験問題は、あらかじめ香川県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の検定職種については、その問題の全部又は一部を公表しない。
- 2 学科試験
(一) 実施期日
平成十八年四月一日(土曜日)から平成十九年三月三十一日(土曜日)までの間において、別途香川県職業能力開発協会が指定する日
- (二) 実施場所
別途香川県職業能力開発協会が指定する場所
- 四 受検申請の手続
1 提出書類
(一) 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面提出先
香川県職業能力開発協会
高松市郷東町五八七番地一
電話番号 ○八七―八八二―二八五四
- 3 受付期間
随時受け付ける(受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで)。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)を除く。
- 4 受検申請に関する注意
(一) 申請書の用紙及び受検案内は、香川県職業能力開発協会において交付する。

五 受検手数料
1 実技試験手数料

なお、申請書の用紙を郵便等により請求する場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。
(二) 提出書類を郵送等により送付する場合は、書留郵便(これに準ずるものを含む。)とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

さく井	一五、七〇〇円	印刷	一五、七〇〇円
鋳造	一五、七〇〇円	製本	一五、七〇〇円
鍛造	一五、七〇〇円	プラスチック成形	一五、七〇〇円
機械加工	一五、七〇〇円	強化プラスチック成形	一五、七〇〇円
金属プレス加工	一五、七〇〇円	石材施工	一五、七〇〇円
鉄工	一五、七〇〇円	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	一五、七〇〇円
建築板金	一五、七〇〇円	水産練り製品製造	一五、七〇〇円
工場板金	一五、七〇〇円	建築大工	一五、七〇〇円
めっき	一五、七〇〇円	かわらぶき	一五、七〇〇円
アルミニウム陽極酸化処理	一五、七〇〇円	とび	一五、七〇〇円
仕上げ	一五、七〇〇円	左官	一五、七〇〇円
機械検査	一三、〇〇〇円	タイル張り	一五、七〇〇円
ダイカスト	一五、七〇〇円	配管	一五、七〇〇円
機械保全	一五、七〇〇円	型枠施工	一五、七〇〇円
電子機器組立て	一五、七〇〇円	鉄筋施工	一五、七〇〇円
電気機器組立て	一五、七〇〇円	コンクリート圧送施工	一五、七〇〇円
プリント配線板製造	一五、七〇〇円		
冷凍空気調和機器施工	一五、七〇〇円		
染色	一五、七〇〇円	防水施工	一五、七〇〇円

ニット製品製造	一五、七〇〇円	内装仕上げ施工	一五、七〇〇円
婦人子供服製造	一三、〇〇〇円	熱絶縁施工	一五、七〇〇円
紳士服製造	一五、七〇〇円	サッシ施工	一五、七〇〇円
寝具製作	一五、七〇〇円	ウエルポイント施工	一五、七〇〇円
帆布製品製造	一五、七〇〇円	表装	一五、七〇〇円
布はく縫製	一五、七〇〇円	塗装	一五、七〇〇円
家具製作	一五、七〇〇円	工業包装	一五、七〇〇円
建具製作	一五、七〇〇円		

2 学科試験手数料(全職種) 三、一〇〇円
 3 受検手数料の納付方法

受検手数料は、受検申請時に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、受検手数料は一切返還しない。

六 合格発表等

1 合格通知

実技試験又は学科試験の可否結果については、香川県職業能力開発協会が書面で通知する。

2 技能検定合格証書の交付

技能検定合格者には、その合格した技能検定の等級に応じ、香川県知事が発行する合格証書を交付する。

七 その他

技能検定について不明な点は、香川県商工労働部労働政策課(電話番号 〇八七―八三二―三三六七)又は香川県職業能力開発協会に問い合わせること。

●香川県公告第百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年二月十五日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年三月十日から同月三十日まで縦覧に供する。

平成十八年三月三日

香川県知事 真鍋 武紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
善通寺市土地改良区	香川用水非受益地域用水確保事業(ため池等整備事業)つばくら池地区	善通寺市農林部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業)北原地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業(ため池等整備事業)境池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)生野原地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)大麻本村地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)下村地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)吉原大池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)南五条地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)大池承水路地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)東碑殿地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)中筋地区	〃

〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業） 曼荼羅寺地区	〃
---	-----------------------------	---

●香川県公告第百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、さぬき市寒川土地改良区が土地改良事業（基盤整備促進事業 道味地区）計画を変更することについて平成十八年二月二十二日適当と決定した。

その関係書類をさぬき市寒川支所において平成十八年三月十日から同月三十日まで縦覧に供する。

平成十八年三月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年二月十五日認可した。

平成十八年三月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 鴨庄岩田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 北山三味下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 松縁踊田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 山樋竹の北地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 下所西股地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 本鴨宮東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 松縁源三郎地区

〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 山の神地区
坂出市江尻土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 蓑田地区

坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業） 中筋地区
------------	---------------------------

〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 鏝地区
---	----------------------------

〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 松ヶ浦地区
---	------------------------------

〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 古田下所地区
---	-------------------------------

〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業） 新池地区
---	---------------------------

〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 揚北地区
---	-----------------------------

〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業） 向地区
---	--------------------------

●香川県公告第百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年二月二十日認可した。

平成十八年三月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業葛谷地区
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業中尾支線地区
〃	単独県費補助土地改良事業夫婦池地区
香川郡香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業苗代池地区

●香川県公告第百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、高松市三谷土地改良区から役員の新任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十八年三月三日

香川県知事 真鍋 武紀

役員の種類	氏名	住居	所	退任年月日
理事	谷口 正行	高松市三谷町四一二三番地	二六八番地	平成一七、一二、三
	藤川 涉	〃	二七六番地	〃
	藤見 義彦	〃	一七七番地	〃
	森安 政行	〃	一八九番地	〃
	桐本 敬三	〃	二六四番地	〃
	三木 武敏	〃	三七三番地	〃
監事	大野 隆宏	〃	一四九番地	〃
	西尾 均	〃	三三三番地	〃
	溝渕 久数	〃	二六九番地	〃
二 就任した役員				
理事	谷口 正行	高松市三谷町四一二三番地	二六八番地	平成一七、一二、四
	溝渕 久数	〃	二六九番地	〃
	三木 武敏	〃	三七三番地	〃
	桐本 敬三	〃	二六四番地	〃
	藤見 義彦	〃	一七七番地	〃
	十河 行夫	〃	一六三番地	〃
	鎌野 孝治	〃	一六五番地	〃
監事	和野 龍兵	〃	三九〇番地	〃
	大野 隆宏	〃	一四九番地	〃
	白坂 勉	〃	二六九番地	〃

●香川県公告第三百三十三号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、豊中町土地改良区から役員の新任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十八年三月三日

香川県知事 真鍋 武紀

役員の種類	氏名	住居	所	退任年月日
理事	田邊 富夫	三豊市豊中町下高野一五五六番地	一五五六番地	平成一八、一、四
	三野 武正	〃	岡本二九二番地	〃
	牧 則章	〃	下高野三五四番地	〃
	織田 善三	〃	岡本四九三番地	〃
	上村 正徳	〃	比地大二三六四番地	〃
	篠原 實男	〃	一〇五二番地	〃
	十鳥 茂義	〃	笠田笠岡二四三七番地	〃
	十鳥 秋雄	〃	二九九四番地	〃
	関 登志壽	〃	笠田竹田一〇二番地	〃
	石川 満	〃	上高野一三三三番地	〃
	大西 弘	〃	二八四九番地	〃
	川上 正	〃	三八二九番地	〃
	藤田 智	〃	本山甲一四八六番地	〃
	徳永 裕和	〃	乙二七四番地	〃
	藤田 繁	〃	甲一二六一番地	〃
監事	筒井 正憲	〃	岡本六〇三番地	〃
	宇草 信一	〃	比地大二六八八番地	〃
	石井 利邦	〃	上高野三七三八番地	〃
	白川 弘幸	〃	本山甲五四六番地	〃
二 就任した役員				

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	牧 則章	三豊市豊中町下高野三五四番地	平成一八、一、五
〃	大宮 健児	〃 〃 〃 二五七一番地	〃
〃	筒井 正憲	〃 〃 〃 岡本六〇三番地	〃
〃	三野 武正	〃 〃 〃 二九一二番地	〃
〃	森 基彰	〃 〃 〃 比地大二八二二番地	〃
〃	篠原 圭二	〃 〃 〃 一〇九九番地	〃
〃	高橋 正明	〃 〃 〃 笠田笠岡一九二六番地	〃
〃	十鳥 豊	〃 〃 〃 五四七番地	〃
〃	大西 爲夫	〃 〃 〃 三二九七四番地	〃
〃	細川 弘志	〃 〃 〃 上高野三二二三番地	〃
〃	藤川 卓	〃 〃 〃 六九二番地	〃
〃	小野 賢二	〃 〃 〃 二四五七番地	〃
〃	藤田 智	〃 〃 〃 本山甲一四八六番地	〃
〃	白川 弘幸	〃 〃 〃 甲五四六番地	〃
監事	大森 則義	〃 〃 〃 岡本九七番地	〃
〃	上村 正徳	〃 〃 〃 比地大二三六四番地	〃
〃	高橋 政行	〃 〃 〃 笠田竹田四三二番地	〃
〃	大久保 毅	〃 〃 〃 上高野二八七九番地	〃
〃	横山 彰介	〃 〃 〃 本山乙四八五番地	〃

公安委員会公告

●香川県公安委員会公告第十六号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）第二条の規定により公示する。

平成十八年三月三日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

一 技能検定員審査の期日及び場所

1 期日 平成十八年四月十九日（水）から同年五月二十四日（水）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める国民の祝日を除く。）で、受付期間終了後、申請者に通知する日

二 技能検定員審査の種類

2 場所 高松市郷東町五八七番地一三八 香川県警察本部交通部運転免許課
大型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、牽引免許、大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

三 技能検定員審査の申請手続

1 受付期間 平成十八年三月十七日（金）から同月二十八日（火）までの間
2 受付場所 高松市郷東町五八七番地一三八 香川県警察本部交通部運転免許課
所係 電話番号〇八七―八三三―〇一一〇

3 提出書類

- (一) 審査申請書（2の受付場所で作成する用紙に必要な事項を記入したもの）
- (二) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの）

(三) 規則第十七条第一項、第二項又は第三項の規定により審査細目が免除される場合は、同条第一項各号、第二項各号又は第三項各号に掲げる者のいずれかに該当することを証する書面を添付すること。

4 技能検定員審査手数料 香川県証紙により納入すること。

四 その他

1 技能検定員審査に関する問い合わせは、三の2の受付場所に行うこと。
2 詳細については、三の2の受付場所で作成する受審案内書を参照すること。

●香川県公安委員会公告第十七号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則

第三号。以下「規則」という。）第十条第二項において準用する規則第二条の規定により公示する。

平成十八年三月三日

香川県公安委員会委員長 神原博

一 教習指導員審査の期日及び場所

- 1 期日 平成十八年四月十九日（水）から同年五月二十四日（水）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める国民の祝日を除く。）で、受付期間終了後、申請者に通知する日

- 2 場所 高松市郷東町五八七番地一三八 香川県警察本部交通部運転免許課

二 教習指導員審査の種類

大型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、牽引免許、大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

三 教習指導員審査の申請手続

- 1 受付期間 平成十八年三月十七日（金）から同月二十八日（火）までの間

- 2 受付場所 高松市郷東町五八七番地一三八 香川県警察本部交通部運転免許課教習所係 電話番号〇八七―八三三―〇一一〇

3 提出書類

(一) 審査申請書（2の受付場所で交付する用紙に必要な事項を記入したもの）

(二) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの）

(三) 規則第十七条第一項、第四項又は第五項の規定により審査細目が免除される場合は、同条第一項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる者のいずれかに該当することを証する書面を添付すること。

4 教習指導員審査手数料 香川県証紙により納入すること。

四 その他

1 教習指導員審査に関する問い合わせは、三の2の受付場所に行うこと。

2 詳細については、三の2の受付場所で交付する受審案内書を参照すること。

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第四十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、病院の長が不在者投票管理者となるべき病院として次のとおり指定した。

平成十八年三月三日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団祐和会井川病院	高松市藤塚町一―一―一	平成十八年二月二十三日

平成十八年三月三日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています